

## 第4回浜田市危機管理対策本部会議の協議結果について

平成21年8月24日  
浜田市危機管理対策本部  
担当：小池〔健康長寿課〕内線146  
石本〔人事課〕330  
小川〔教育委員会〕454  
村木〔危機管理担当〕325  
電話：0855-22-2612（内線は上記）

**8月19日の厚生労働大臣の新型インフルエンザ流行の本格化を受け、本日第4回浜田市危機管理対策本部会議を開催し、新学期開始に当たっての教育委員会の対応等及び浜田市役所PCR検査実施に対する協議を次のとおり行いました。**

### 1. 体制と連携について

第4回危機管理対策本部会議を開催（8/24 11：40）

- ① 現状の報告及び新型インフルエンザに対する啓発事業と重症化予防対策について（報告）
- ② 浜田市内の患者・疑い症例患者の把握について
- ③ 新学期開始に当たっての新型インフルエンザ対策について
- ④ インフルエンザに罹患した児童等の取り扱いについて
- ⑤ 浜田市役所職員のインフルエンザA型症状患者集団発生に係る事業所としての対応について

### 2. 予防と感染拡大防止

- ① 患者・疑い症例患者の把握について
- ② 新学期開始に当たっての新型インフルエンザ対策について（別紙1のとおり）
- ③ インフルエンザに罹患した児童等の取り扱いについて（別紙2のとおり）
- ④ 浜田市役所職員のインフルエンザA型症状患者集団発生に係る事業所としての対応について
  - (1) 現在浜田市役所において簡易検査によるインフルエンザA型罹患者が複数発生している事実を市民の皆さんに周知する。（PCR検査結果前）
  - (2) 職員に手洗い、うがいの徹底を通知する。
  - (3) 市役所本庁1階職員全員マスクを着用する。（濃厚接触職員による感染拡大防止）
  - (4) 市役所本庁1階職員全員は毎朝検温する。
  - (5) 全職員に毎朝、検温をするよう指導する。
  - (6) 毎朝所属ごとに、職員の健康把握を行う。（人事課把握）
  - (7) 期日前投票所においては、本庁1階同様な対応とする。
  - (8) 市役所内の手指消毒剤設置場所を増加する。

### 3. 医療

- ① 相談窓口の設置を継続する。（平日9：00～17：00）なお、夜間・休日等は、浜田保健所を紹介する。〔継続〕

### 4. 情報収集・提供

引き続き、防災行政無線、防災防犯メール、市ホームページ、ケーブルテレビ等で上記対策及び感染防止策を周知する。〔継続〕

教 総 第 216 号  
平成21年8月18日

各小・中学校長、幼稚園長 様

浜田市教育委員会  
教育長 山 田 洋 夫

### 新学期開始に当たっての新型インフルエンザ対策について

7月から8月にかけて、小学校1校、保育園2園で新型インフルエンザの発生が確認されており、また、それ以外に単発でインフルエンザA型を発症しているケースもあり、市内では新型インフルエンザが流行しているものと思われます。

クラスターサーベイランスによる市内の患者数は、8月14日現在で33名（PCR確定6、擬似症27）となっています。

学校、幼稚園の新学期が始まり、集団生活が動き出すと、新型インフルエンザの感染がさらに拡大する可能性が高まってくることが予想されます。

2学期は、運動会や文化祭など、行事が多くあります。新型インフルエンザの感染者が発生した場合も、その蔓延を最小限に抑えることが、これらの行事の実施を含め、2学期以降の学校運営を無理なく行うためには重要になってきます。

つきましては、各学校、幼稚園におかれては、新学期を迎えるに当たって下記の事項を実施していただき、感染拡大防止に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

1. 始業式までに、電話連絡や登校者への聞き取りなどにより全ての子どもたちの健康状態の把握を行うとともに、始業式時に発熱等かぜ様症状を呈している場合は、登校園を控えるよう周知してください。
2. 国内で初めての新型インフルエンザによる死亡例が発生しました。幼児や、喘息、心臓病、糖尿病などの基礎疾患を有する者については、重症となる場合があることを周知してください。
3. 子どもたちや家族が発熱等かぜ様症状を呈して医療機関を受診し、インフルエンザと診断され、入院の必要がないと判断された場合は、最低7日間は自宅療養するよう周知してください。
4. 発熱等かぜ様症状があつて医療機関を受診する場合は、感染予防のため、事前に医療機関に電話をして指示を受け、マスクをして受診するよう周知してください。
5. 引き続き、手洗い、うがいなど予防対策を徹底するよう周知してください。
6. 感染症の流行の早期探知、早期対応、蔓延防止を目的として、9月から小・中学校で運用が開始される「学校欠席者情報収集システム」は、クラスターサーベイランスの機動的、効果的な実施に資するものであることから、各学校においては、養護教諭等を中心として、入力や情報収集の体制を構築しておいてください。（8月20日に養護教諭を対象にシステムの説明）

担当：学校教育課長 山本  
教育総務課総務企画係長 小川

## インフルエンザに罹患した児童等の取扱いについて

平成 21 年 8 月 20 日  
浜田市教育委員会

新学期開始に当たっての新型インフルエンザ対策については、平成 21 年 8 月 18 日付け教総第 216 号で対応をお願いしているところであり、お手数をおかけしますがよろしくお願ひします。

さて、感染症に罹患した園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の出席停止等の取扱いについては、本来各学校の校長（園長）が判断するものですが、インフルエンザについては、この時期に A（+）と診断された場合、高い確率で新型インフルエンザだといわれており（8 月 12 日国立感染症研究所コメント：特にインフルエンザ患者報告数が増加し始めた 2009 年第 28 週以降では、発生患者の殆どが新型インフルエンザに罹患しているものと推定される。）、新型インフルエンザ感染拡大防止の観点から、市内全校・園で統一した取扱いとする必要があると考えられるため、次のとおり対応していただくこととしますので、よろしくお願ひいたします。

## 1. 児童等がインフルエンザ A（+）と診断され、入院の必要がないと判断された場合

当該児童等：出席停止（自宅療養）

当該児童等の兄弟姉妹で小・中学校、市立幼稚園に通う児童等

：当該児童と接触しないよう努めるとともに、必ずマスクを着用して登校・園すること及び発熱や咳等体調に異変がある場合は速やかに医療機関を受診することを徹底する。

## 2. 家族（小・中学校、市立幼稚園に通う児童等を除く）がインフルエンザ A（+）と診断され、入院の必要がないと判断された場合

当該家族の児童等、教職員

：当該家族と接触しないよう努めるとともに、必ずマスクを着用して登校・園すること及び発熱や咳等体調に異変がある場合は速やかに医療機関を受診することを徹底する。

## 3. 教職員がインフルエンザ A（+）と診断され、入院の必要がないと判断された場合

当該教職員：私傷病休暇を取得（自宅療養）

その他 6 月 16 日付けメール（休暇の取扱い等）参照のこと

## 4. 部活動、学校行事

学校医と相談し、その指導・助言に基づき判断すること。

## 5. 基礎疾患を有する児童等への対応

重症化の恐れのある基礎疾患を持つ児童等に対しては、健康観察等に特に注意を払い、保護者に対しても気をつけるよう注意を促す。